

令和元年9月24日

川西市議会議長

大矢根 秀 明 様

総務生活常任委員長

多久和 桂 子

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和元年9月9日）

1. 議案第58号 川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業に係る事業契約の変更について

議案の概要
本案は、川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業に係る事業契約について、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が変更されることに伴い、契約金額を変更するにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を求めるもの。
質疑の概要 なし
特記事項
議案質疑資料あり（当初返済計画と変更後の返済計画（毎月返済額）について）
審査結果 原案可決（賛成多数）

2. 議案第59号 川西市低炭素型複合施設整備に伴うPFI事業に係る事業契約の変更について

議案の概要
本案は、先の議案第58号と同じく、消費税率及び地方消費税率が変更されることに伴い、契約金額の変更について議会の議決を求めるもの。
質疑の概要 なし
特記事項
議案質疑資料あり（当初返済計画と変更後の返済計画（毎月返済額）について）
審査結果 原案可決（賛成多数）

3. 議案第62号 川西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

議案の概要
本案は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の制定により、会計年度任用職員制度を導入するため、今後任用する会計年度任用職員の給与等に関し、新たに条例を制定しようとするもの。
質疑の概要
問 本案の別表により、パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の時間額が示されて

いるが、1号給が現時点で既に兵庫県の最低賃金871円を下回っているだけでなく、2～4号給についても本年10月1日からの改定額899円を下回ることとなるが、時間額と最低賃金との整合性について市の考え方を伺いたい。

答 パートタイム会計年度任用職員については、「基本報酬の額に100分の10を乗じて得た額を地域手当に相当する報酬として支給する」と第6条第2項に規定しており、厚生労働省において地域手当相当は最低賃金に含まれると示されていることから、これを加算すると地域別最低賃金を上回る金額となるため法的に問題はない。

問 議案質疑資料により確認したところによると、会計年度任用職員の対象となる嘱託職員・臨時職員の総数は本年4月1日時点で922人であるが、移行後のフルタイム・パートタイムの別について伺いたい。

答 職種ごとの具体的な区分については職員団体との協議を経て決定することとなるので、現時点においては未定である。

問 複雑な制度ではあるが、対象者自身がどういう形態で自分の働き方が保障されるのかを理解した上で臨んでもらわなければならない。市としてどのように対応していく考えなのか伺いたい。

答 職員団体との協議を進めているが、属していない対象者もいることから、本案の議決後、現状や制度等について個別に説明する予定としており、十分な理解が得られるよう対応は丁寧に進める考えである。

問 今回の制度導入に伴い、職員の定数管理計画に影響が生じると考えられるが、これに対する市の見解を伺いたい。

答 新制度の導入に向けては、各々の雇用形態に応じて担う業務を整理しながら、正職員及び会計年度任用職員の人数や勤務時間等を精査していきたいと考えている。

特記事項

議案質疑資料あり（対象となる嘱託職員、臨時職員それぞれの職種ごとの対象人数について）

審査結果 原案可決（賛成多数）

4. 議案第63号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案の概要

本案は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の制定等により、新た

に会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、分限や懲戒の手続きをはじめとする関係条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 会計年度任用職員制度では、フルタイムには退職手当があるがパートタイムにはないなど両者間で処遇に格差が生じることから、対象者には十分な説明により理解を得ることが必要であるが、現在進めている職員団体との協議状況等について伺いたい。

答 職員団体の小委員会において継続的に協議を行っており、ここではフルタイムでの雇用を望む声や処遇改善の要望が寄せられている。現在は、フルタイム・パートタイムの区分のあり方やそれぞれの処遇などを中心に協議を進めているところである。

特記事項

議案質疑資料あり(変更となる労働契約や福利厚生条件などすべてについて対比表と対象人数について)

審査結果 原案可決(賛成多数)

5. 議案第64号 川西市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、成年被後見人等を資格、職種等から一律に排除する規定が改められたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 同法の施行により地方公務員の欠格事由が撤廃され、本案により、本市においても成年被後見人が自動的に失職することがなくなったのは非常に望ましいことではあるが、一方では、障害者雇用枠への影響が懸念される。この点に関する市の見解と障害者差別解消法に基づく合理的配慮への対応について伺いたい。

答 今回の法の趣旨と障害者雇用は観点異なるものと認識しており、個々の職員の状況に応じた対応となる。障害者雇用の促進は、行政が率先して取り組むべき最重要事項と認識しており、合理的配慮を適切に進めながら共に働ける環境の整備に努めたい。

特記事項 なし

審査結果 原案可決(全員賛成)

6. 議案第65号 川西市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要 本案は、「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」の制定等に伴い、旧氏について印鑑登録ができるようにするため、条例の一部を改正しようとするもの。
質疑の概要 なし
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

7. 議案第66号 川西市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要 本案は、団員が水火災、警戒又は訓練に出動した際に支給する出動手当について、支給単位である1回に8時間の上限時間を設定することで、自然災害時など長時間に及ぶ活動時には加算して支給できるようにするため、条例の一部を改正しようとするもの。
質疑の概要 問 議案質疑資料によると、近隣市町においては支給額を水火災・訓練・警戒の活動により3区分としている実態が見受けられるが、本市では活動内容によらず一律4150円と定めている理由について伺いたい。 答 支給区分については各自治体が決定するものであり、近隣他市町では、災害時の出動のほか、市民啓発や訓練・研修など活動内容に応じて、さまざまな分類により支給額を決定しているほか、別に手当を支給するなどの状況も聞き及んでいる。しかしながら、本市においては現在の活動状況から、出動手当を区分する必要性はないと判断したものである。
特記事項 議案質疑資料あり（近隣8市1町（宝塚市・伊丹市・西宮市・芦屋市・尼崎市・神戸市・三田市・丹波篠山市・猪名川町）の出動手当の現状額について）
審査結果 原案可決（全員賛成）

8. 議案第67号 川西市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要 本案は、「地方公共団体の手数料に関する政令の一部を改正する政令」の制定に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可に係る手数料の額の引上げを行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
--

質疑の概要

問 本案は10月の消費税率引き上げに伴い、政令に規定されている危険物の貯蔵所の設置許可に係る手数料が引き上げられるものだが、対象となる3区分が金額によらず一律1万円の増額となっている理由のほか、市内に対象物があるのかどうか伺いたい。

答 今回の手数料引き上げは、手数料のうち備品費等に対して税率引き上げの影響が生じるもので、それらの合計金額を算出し端数処理を行った結果、一律の1万円としたものである。なお、対象物は一般的には海岸沿いの石油コンビナートなどにあるような巨大な丸いタンクであり、本市には存在しておらず、今後も計画はない。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（賛成多数）

9. 議案第69号 令和元年度川西市一般会計補正予算（第2回）

議案の概要

第1表 歳入の全部。歳出第6款農林業費。第7款商工費。

第2表 繰越明許費補正

第3表 地方債補正

質疑の概要

(1) 第1表 歳入

問 令和3年1月から必須事業となる生活保護受給者対象の健康管理支援事業実施のため、準備に係る国庫補助金として643万7000円が計上されている点について、受給者は他と比較すると生活習慣病に罹患しやすく、その後も適切に医療機関を受診したり食事療法を行うことが難しいとされるため本事業が導入されるものであるが、本市の実態のほか、事業の進め方について伺いたい。

答 具体的な状況については、今年度を実施する準備事業を通して調査を進め、効果的な支援を検討する予定であるが、受給者の健康状態の把握や支援はケースワーカーだけでなく、新たに支援員を配置することも視野に入れた取り組みを検討している。

(2) 同 歳出

① 第7款 商工費

問 マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策の事業実施に向けた準備に要する経費が計上されているが、本市における普及状況のほか、今後の見通しについて伺いたい。

答 本年7月末現在の本市の保有率は17.26%で、2万7000人強が保有しており、国では、マイナンバー使用に関するロードマップ等も示されたところである。マイナンバーカードに対しては個人情報の漏洩を危惧する声が根強くあるため、市としても安全性を広報誌等によりPRし、保有率向上に努めたい。

問 開始時期等を含め同事業には未だ不確定要素が多い印象だが、県内の他自治体が先行的に実施している例を踏まえた検証を行っているのか。また、市民にとってのメリットをどのように周知するのか伺いたい。

答 もともと同事業は、自治体がプレミアム分としてポイントを付与し、このポイントを自治体内の買い物で使用することで地域を活性化するのが狙いだったが、一定額を前払いすれば国がポイントを付与し、全国どこでも使える方向に最近転換したようである。兵庫県内で既に自治体ポイント事業に取り組んでいる南あわじ市の詳細については把握していないが、プレミアム分の付与と全国で使えるメリットを中心に、市民にPRしていきたい。

(3) 第2表 繰越明許費補正

問 郷土館旧平安邸修繕改修計画等策定業務で2500万円の繰越明許費を設定しようとしている点について、実施設計が令和3年度予算での対応となったとのことであるが、今年度の当初予算で実施設計までの費用を計上していたにもかかわらずこのような措置を行うこととなった理由を伺いたい。

答 専門業者に今年度に入って改めて確認したところ、建物の用途や重要性に鑑みると、当初の予定より詳細な現地調査を実施する必要性が生じたため、事業スケジュールを大幅に変更せざるを得ない状況となったものである。

(4) 第3表 地方債補正

なし

特記事項

議案質疑資料あり（1. 自治体プレミアムポイント事業の準備費用の詳細（歳入・歳出とも）について ほか）

審査結果 原案可決（賛成多数）